

今月の相談事例（平成30年10月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

健康保険被扶養者異動届についての添付書類の取扱いが変更になったと伺いましたが、どのような取扱いになったのですか？

【アドバイス】

厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立のみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう事務の取扱いが示されたことから、平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者(異動)届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。

◆添付書類一覧◆

| 目的 | 添付書類 | 添付書類を省略できる場合 |
|--------|--|--|
| 続柄確認 | ①戸籍謄本又は戸籍抄本 ②住民票（被保険者と同居及び被保険者が世帯主の場合に限る） | 次の①②のいずれにも該当する場合 ①被保険者と扶養認定を受ける双方のマイナンバーが届書に記載されていること ②左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること |
| 収入確認 | 年間収入が130万円未満であることを確認する為の書類 （60歳以上の方、障害厚生年金の受給要件に該当する障害者の方は、180万円未満） ①給与収入がある場合…勤務先から発行された収入証明書 ②退職した方の場合…離職票の写し ③失業給付受給中又は受給終了者の場合…受給資格者証の写し ④公的年金等を受給中の場合…年金証書、改定通知書又は振込通知書等の写し ⑤自営業による収入、不動産収入等がある場合…直近の確定申告書の写し ⑥上記①～⑤に加えて他に収入がある場合、又は該当しない場合…課税(非課税)証明書 | 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者又は扶養親族であることを確認した旨を、事業主が記載している場合 （年金、傷病手当金、失業給付等の非課税対象の収入がある場合は確認書類の添付が必要） 扶養認定を受ける方が、16歳未満の場合 |
| 仕送り額確認 | 【別居の場合】 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ①振込の場合…預金通帳等の写し ②送金の場合…現金書留の控の写し ただし、所得税法上の控除対象の扶養親族である場合は不要 | 16歳未満のとき 16歳以上の学生のとき |

※公的機関が発行した証明書類については、原本の添付が必要です。

その他の添付書類については、コピーで手続きができます。

従来と比較して扶養家族のマイナンバー記載がほぼ必須となり、公的書類の添付又はマイナンバーの記載のない届は受理されず返戻されるため、10月からはマイナンバーの回収や公的書類の提出を徹底していく必要があります。

当事務所でも、代行手続きをさせていただいておりますことから、マイナンバーの回収にご協力をお願いいたします。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）